

Title	フランス仲裁法の二元主義
Sub Title	Le dualisme du droit de l'arbitrage français
Author	小梁, 吉章(Kohari, Yoshiaki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2014
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.28 (2014. 2) ,p.171- 200
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	春日偉知郎教授退職記念号#論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20140228-0171

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランス仲裁法の二元主義

小 梁 吉 章

- 1 はじめに
- 2 フランス国内仲裁の特徴
- 3 仲裁二元主義の起源
- 4 仲裁二元主義への賛否
- 5 おわりに

1 はじめに

民商事の紛争が生じた場合、当事者が譲り合って和解し、紛争を解決できればこれに越したことはない。しかし当事者間で解決できないときは、第三者に解決を委ねざるをえない。この場合、第三者があらためて当事者に和解を促す方法と第三者が当事者双方の主張を聞いて判断する方法の2種類がある。前者の方法が調停やあっせんであり、後者としては裁判と仲裁という2つの方法がある。

裁判は国家主権の行使であるから、各国は独自に民事訴訟法を定めている。外国裁判所の判決の効力を認めることがあるが、これは判決をした国の民事訴訟法の規定にもとづいて認めているのではなく、あくまでも自国の法規定にもとづいて認めているのであって、ここに国際的な調整は存在しない。1925年と1928年に「外国判決の承認および執行に関する条約案」が採択されたが、結局、発効することはなかった。その後も外国判決の承認と執行に関する国際条

約の制定が模索されたが、欧州連合など地域を限定した例を除けば、いまだにこうした条約は成立していない。手続の共通化にいたっては見果てぬ夢である。

一方、仲裁については国際標準化が進んでいる。1923年に仲裁条項の効力に関するジュネーヴ議定書が成立し、さらに1927年に仲裁判断の執行に関する条約（ジュネーブ条約）が成立した。仲裁手続規則として各国は仲裁法を定めているが、これも独自の規定というよりも、1985年に国際連合国際商取引法委員会（アンシトラル）が定めた国際商事仲裁模範法に準拠する例が多い。仲裁は当事者の合意にもとづく紛争解決手段であり、特定の国の色が薄いから、外国で行われた仲裁も承認しやすく、また手続も共通化しやすい。

アンシトラル模範法に準拠した仲裁法を有する国はわが国を含め、現在約70を数える。そうすると仲裁手続はどここの国でもだいたい同じであって、わが国の仲裁法の知識があればどこで仲裁の当事者になっても困らない、と考えるかもしれない。ところがことはそう簡単ではない。アンシトラル模範法に準拠しないで仲裁法を定めている国があるからであり、こうした国での仲裁には、わが国仲裁法の知識で充分に対応できない。

ところで仲裁手続規定の定め方には、一元主義と二元主義がある。前者は国内仲裁と国際仲裁に共通に適用される手続規則を定めること、後者はこれらを区別して定めることをいい、わが国やドイツは一元主義である。ドイツは1997年に仲裁手続規則を改正したが、春日教授は1996年3月にドイツで公表された「政府草案」に関する論文¹⁾で、ドイツではこの改正時に一元主義、二元主義の選択について議論があったことを紹介され、ドイツの立法者が「国際仲裁についての規定は、伝統的に自由なドイツの仲裁手続法及び国内仲裁手続にも役立つ存在である、という認識に基づいて」一元主義を採用したと説明されている²⁾。

1) 春日偉知郎「ドイツ仲裁手続法の『政府草案』について」判例タイムズ924号（1997年）20頁。

2) 春日・前掲注1)、23頁。

一方、フランスは二元主義である。最初の近代的な仲裁手続規定である1806年民事訴訟法典仲裁編は一元主義であったが³⁾、1980年と1981年の2年にかけて仲裁手続規定を改正したときに二元主義にした⁴⁾。さらにそれから30年経過した2011年1月13日に仲裁手続規定を抜本的に改正したが、ここでも二元主義を維持している⁵⁾。しかもアンシトラル模範法に準拠していない⁶⁾。1980年と1981年の改正時にはアンシトラル模範法は存在しなかったから、準拠しようもなかったが、今回は1985年の模範法がすでに存在し、さらに2006年の改正模範法もあり、多くの国がこの模範法に準拠して仲裁法を制定・改正していた⁷⁾。また従来二元主義であったイギリスも1997年に、スペイン、イタリアもそれぞれ2003年、2006年に一元主義に転じていた。加えてフランス国内でも研究者から一元主義の提案もあった⁸⁾。これだけ一元主義に有利な材料があったにもかかわらず、二元主義を堅持したのである。

-
- 3) 1806年の仲裁規定については、松本博之＝河野正憲＝徳田和幸『民事訴訟法（明治36年草案）（4）・日本立法資料全集46』（信山社、1995）所収の関連資料2・仏国民民事訴訟法（116頁-120頁）参照。
 - 4) 1980年5月14日デクレ第80-354号（民事訴訟法典仲裁規定1005条から1028条を廃止、一新した）、1981年5月12日デクレ第81-500号（国際仲裁規定）。この改正を詳細に論評したのもとして、Ph. Fouchard, *Le nouveau droit français de l'arbitrage*, *Rev. dr. int. et dr. comparé*, 1982, p. 29 がある。同仲裁法の和訳として、服部弘「フランス仲裁法の改正」JCAジャーナル82年2月号（1982年）14頁がある。
 - 5) 2011年1月13日デクレ第2011-48号。この改正に関する論評は多い。たとえば E. Gaillard, *Le nouveau droit français de l'arbitrage interne et international*, *D.*, 2011, p. 175 などがある。
 - 6) 二元主義でも国際仲裁の手続規定はアンシトラル模範法に準拠している国もある。シンガポールは、仲裁法（Arbitration Act）と国際仲裁法（International Arbitration Act）を有するが、国際仲裁法3条は、アンシトラル模範法に法律の効力を認めている。
 - 7) フランスではアンシトラル模範法が米法寄りとの評価がある。ただし、今回のフランス改正法は模範法に近いとする意見もある（C. Jarrosson et J. Pellerin, *Le droit français de l'arbitrage après le décret du 13 janvier 2011*, *Rev. arb.*, 2011, p. 10 ; E. Loquin, *La réforme du droit français interne et international de l'arbitrage*, *RTD Com.*, 2011, p. 255）。
 - 8) 研究者・実務家の有力な団体であるフランス仲裁委員会（Comité français de l'arbitrage）内部の議論。

フランスが仲裁法の二元主義を堅持するのはいかなる理由にもとづくのか。

本稿はフランス仲裁法の二元主義について検討するものである。フランスの国内仲裁の特徴（２）、仲裁二元主義の起源（３）、仲裁二元主義への賛否の順に検討する（４）。なお、フランスでは仲裁手続は、民事訴訟法典仲裁編に規定されているが、仲裁能力という実体事項については民法典に規定がある⁹⁾。これら仲裁規定を総称してフランス仲裁法と呼ぶことにする。

２ フランス国内仲裁の特徴

フランス仲裁法では、国内仲裁と国際仲裁の違いはとくに次の点において顕著である。

（１） 仲裁合意と仲裁条項の区別

わが国仲裁法では、すでに生じている紛争も将来生じるであろう紛争も区別することなく、仲裁人に解決を付託し、その判断に服する合意を一括して「仲裁合意」と定義している（日本仲裁法２条１項。以下「日」と略す）。また、仲裁合意は書面で行わなければならない（日13条２項）、書面の契約にある仲裁合意を内容とする条項（仲裁条項）も書面によって行われたものとしている（日13条３項）。わが国では旧仲裁法のときから、契約のなかに規定された仲裁条項を有効としてきた¹⁰⁾。

9) 国民の権利の体系である民法典の改正には国民議会の議決を要するが（仏憲法24条）、手続にすぎない民事訴訟法典の改正には国民議会の議決は不要である。1980年と1981年の改正、2011年の改正はいずれもデクレ（政令）による。デクレは内閣の承認と大統領の親署で行う。わが国では民事訴訟法を含め、法律改正には国会の議決を要する（日憲法59条）。フランスでも手続とはいえ基本法典の改正に国民議会の議決は不要としてよい、議論はある。

10) 旧仲裁法（公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律、明治23年4月21日法律第29号）は、「一定の権利関係及び其関係より生ずる争」に関する仲裁条項を有効とした（同787条）。現行の仲裁法２条１項を参照。

フランス仲裁法は国内仲裁について、すでに生じている紛争を仲裁で解決する旨の当事者の合意を「仲裁合意」(*compromis*)、将来生じるであろう紛争を仲裁で解決することを契約のなかであらかじめ合意することを「仲裁条項」(*clause compromissoire*)と区別し、これら2つをまとめて「仲裁契約」(*convention d'arbitrage*)と定義している(フランス仲裁法1442条。以下「仏仲」と略す)。国内仲裁規定は強行規定であり(仏仲1448条3項)、当事者の自由な変更はできない。「仲裁合意」には、解決すべき紛争対象の特定を要する(仏仲1445条)。今回の改正前には紛争対象の特定だけでなく、さらに仲裁人を特定するか、少なくとも仲裁人の選任方法を合意する必要があったが(1980年・1981年仲裁法1448条2項。以下「改正前」と略す)、今回の改正では仲裁人の特定や選任方法の合意の必要性はなくなった(仏仲1444条)。一方、「仲裁条項」の場合は、紛争は将来生じるものであり、契約時点で仲裁対象の特定は不可能なので、これは不要である。また仲裁条項があれば、仲裁人に付託するのにあたってあらためて仲裁合意をする必要はない¹¹⁾。さらに従来必要とされていた仲裁人の特定または選任方法の合意(改正前1443条)も必要ではなくなった(仏仲1444条)。国内仲裁の「仲裁契約」は書面で行わなければならない(仏仲1443条)ことはわが国と同じである。ただし、国内仲裁については民事訴訟法の仲裁規定だけでなく、民法典もあわせて見なければならない。フランス民法典は当事者が管理処分権を有する財産と権利について、原則として「仲裁合意」することができるとしているが(フランス民法典2059条。以下「仏民」と略す)、さらに「特別法に規定された場合を除き、仲裁条項は、営業目的で締結された契約では有効である」(仏民2061条)としている。逆に言えば、消費者契約や労働契約など営業目的でない契約に「仲裁条項」を設けても、この条項は無効であることになる¹²⁾。

一転して、国際仲裁についてフランス仲裁法はきわめて鷹揚である¹³⁾。仲

11) 破毀院2002年7月11日民事第二部判決。建設工事の下請け契約で仲裁条項を設けていたところ、紛争が生じ、仲裁人が選任され、仲裁判断が出された。当事者の一方が、仲裁条項はあるが、仲裁の対象たる紛争を特定した仲裁合意がないなどとして、仲裁判断の取消しを申し立てた。破毀院は、仲裁条項があれば、仲裁合意を要しないとした。

裁合意と仲裁条項を区別しておらず、仲裁の対象や仲裁人の特定も求めず、また従来から書面性など仲裁契約の形式について当事者の合意を優先していた（改正前1495条¹⁴⁾。2011年改正ではさらに進んで「仲裁契約はいかなる方式・条件にも服さない」ことを明記した（仏仲1507条¹⁵⁾。仲裁契約という入り口の場面でこれほど違っていれば、二元主義にせざるをえない¹⁶⁾。

（2）仲裁判断にたいする通常裁判所の関与

仲裁が当事者の合意にもとづく紛争解決であること、仲裁の紛争解決機能を保障するため国家の裁判所が仲裁の進行を支援すること、この2点についてフ

12) 最近の破毀院2012年2月29日民事第一部判決もこの点を確認している。退職した夫婦（貸主）が個人事業主（借主）とのあいだで不動産賃貸借契約を締結し、この契約に仲裁条項があった。紛争が生じ、借主が仲裁条項を理由に仲裁を申し立てたが、貸主がこれを拒否した。破毀院は「貸主夫婦はなんらの事業も行っていない」として仲裁条項を無効とした。

13) すでに破毀院1993年11月9日民事第一部判決は、当事者の一方（チュニジア石油公団）の標準契約による旨のテレックスの発信があったことで仲裁条項成立を認めた。国際仲裁ではもともと形式性の要求が低かった。

14) 改正前1495条は、国際仲裁の準拠法がフランス法である場合、当事者が特段の合意をしていなければ、国内仲裁と同様に書面性を要件とした。外国法準拠の国際仲裁の場合やフランス法準拠の国際仲裁でも、当事者が方式について合意すれば、書面にする必要はなかった。ただし改正前1495条については、仲裁契約の準拠法か、仲裁事件の法律関係に適用すべき実体法か、それとも手続法か、不明瞭と批判があった。

15) 2006年のアンシトラル模範法の改正後、仲裁合意の形式要件に関する7条は、従来の書面性を求める規定に加えて、書面性を求めないあたらしい規定をオプションとして提示している。

16) 仲裁条項の契約からの独立性（仏仲1447条）、仲裁契約の妨訴抗弁（仏仲1448条）、仲裁廷のコンペテンツ・コンペテンツ原則（仏仲1465条）は、国内仲裁と国際仲裁で共通し、これらはわが国仲裁法と同様である。仲裁条項の独立性は、破毀院1963年5月7日民事第一部判決（ゴセ事件判決）が導入し、同1993年12月20日民事第一部判決（ダリコ事件判決）は、契約の準拠法に無関係であるとした。コンペテンツ・コンペテンツ原則は、破毀院1949年2月22日商事部判決（コリエ事件判決）で認められた。わが国仲裁法は、独立性を13条6項、妨訴抗弁を14条1項、コンペテンツ・コンペテンツ原則を23条1項に規定する。

ランスもわが国も変わりはない。仲裁人の選任（日17条2項、仏仲1452条）、仲裁人の忌避決定（日19条4項、仏民1456条）、証拠調べ（日35条1項、仏仲1469条）、執行決定（日46条、仏仲1487条）などに国家の裁判所が関与することは同じである¹⁷⁾。

フランスの国内仲裁がわが国仲裁法と異なるのは、国家の裁判所が積極的に本来の司法権を行使する次の3つの場面である。

第一に、フランスの国内仲裁では、仲裁判断に不服の当事者は裁判所（控訴院）に控訴（*appel*）が可能としていることである¹⁸⁾。仲裁人には法規によらず、善と衡平によって判断することもあり¹⁹⁾、これは14世紀以来のフランス法の伝統であって、1806年民事訴訟法典仲裁編がこれを成文化し（1806年法1023条）、今回の改正前には当事者が積極的に控訴権を放棄しないかぎり、控訴することができるとしていた（改正前1482条）。今回の改正で、当事者が積極的に控訴権があることを合意しなければ控訴はできないとして（仏仲1490条）、従来の規定を逆転させた。一般に仲裁は私的紛争解決と解されているから、仲裁判断について国家の裁判所に控訴するという手続には違和感がある²⁰⁾。一方、国際仲裁ではこの控訴は認められない（仏仲1518条参照）。

17) 仲裁手続を支援する裁判官を、2011年改正仲裁法は、*juge d'appui*（支援裁判官）と呼んでいる。国内仲裁の場合、支援裁判官は仲裁地の大審裁判所（通常裁判所）または商事裁判所の裁判長である（仏仲1459条1項）。国際仲裁の場合には、パリ大審裁判所の裁判長である（仏仲1505条）。

18) この控訴が問題になった事例として、破毀院2005年5月18日民事第一部判決がある。これは、フランチャイザーとフランチャイジーのあいだの紛争で、仲裁廷が契約上の債務不履行ではなく、フランチャイザーの不法行為を理由にフランチャイジーへの損害賠償を命じる仲裁判断をし、フランチャイザーが仲裁判断にたいする控訴を提起した。原審のパリ控訴院2002年11月28日判決は控訴を棄却したが、破毀院は、仲裁廷は、仲裁契約の範囲でしか判断することはできず、フランチャイズ契約外の不法行為については無権限であるとして、原判決を破毀し、差し戻した。

19) 仲裁判断にたいする控訴は、善と衡平により判断する友誼的仲裁人の仲裁判断を対象とした。

20) ヴィダル教授は「この場合、裁判所（控訴院）は、仲裁廷の第二審となる」と説明している（D. Vidal, *Droit français de l'arbitrage interne et internationale*, Lextenso, 2012, p. 154）。

第二は、仲裁判断の取消申立て（*recours*）である。わが国仲裁法も裁判所にたいする仲裁判断取消しの申立てを規定しており（日44条）、ここまでは差異はないが、わが国では裁判所は仲裁判断を取り消すだけである。一方、フランス仲裁法では取消申立てに応じて仲裁判断を取り消した裁判所（控訴院）は仲裁廷に代わって本案を再審理し、判断することができ（仏仲1491条、1493条）²¹⁾、取消申立権は放棄することはできないとされている（仏仲1491条2項）²²⁾。一方、国際仲裁ではフランスが仲裁地であれば、取消申立ては可能であるが（仏仲1518条）、これを当事者の合意により放棄することができる（仏仲1522条）。

上記の仲裁判断にたいする控訴と仲裁判断の取消申立ての機能は類似しているので、使い分けが問題になる。仲裁判断にたいする控訴は、仲裁判断の改変または取消しを求めるものであり（*l'appel tend à la réformation ou à la annulation de la sentence*）、控訴事由に制限はない（仏仲1489条）。仲裁判断の取消申立て（*le recours en annulation de la sentence*）の事由は、わが国仲裁法と同様に限定的に列挙されているので（日44条1項、仏仲1492条）、この点に違いがある。また「控訴権が認められていない場合も、取消申立ては可能」である（仏仲1491条、改正前1484条も同旨）²³⁾。さらに仲裁判断の一部だけを変更させる場合には控訴の方法により、仲裁判断全体を取り消させる場合には取消申立ての方法による。ただし、従来から、仲裁判断にたいする控訴については仲裁の本質である私的性格をそこなうものであるとして批判があり²⁴⁾、仲裁機関が定めた仲裁条項

21) 仲裁判断取消し後に控訴院が再審理した例として、パリ控訴院1992年3月24日判決がある。飲食店の株式譲渡契約から生じた争いについて仲裁判断が出されたが、パリ控訴院は仲裁判断の文書を取り消し、旧仲裁法1485条にもとづき、本案の審理を行うこととした。

22) ヴィダル教授は「仲裁は（私的な）裁判であり、当事者が控訴の可能性を予定していなくても、救済制度は必要である」としている（D. Vidal・前掲注20）、p. 159）。

23) 破毀院2006年3月14日民事第一部判決。個人事業主（譲渡人）が所有する会社の株式を別の会社（譲受人）に売却し、譲受人が株式を転売するときは、仲裁人によって当初の譲渡価格を判断させる旨を契約に取り決めていた。仲裁廷が出した判断にたいして、譲渡人が仲裁判断の変更・取消しの控訴と取消しの申立てを併合請求した。破毀院は、控訴権が積極的に放棄されていないので、控訴の事件であるとした。

のモデルではこの控訴権を積極的に排除している例が多かった²⁵⁾。2011年改正はこうした実務を反映させたものである²⁶⁾。現在では、仲裁判断の取消申立てが原則的な手段であって、仲裁判断にたいする控訴は当事者が積極的に合意した場合にかざられる。

第三に、仲裁判断の再審の制度 (*le recours en revision*) である (仏仲1502条)²⁷⁾。これは国内仲裁、国際仲裁に共通であり、フランス民事訴訟法典が定める再審事由 (595条)²⁸⁾ がある場合に、仲裁判断についてまず判断をした仲裁廷に再審を請求し、仲裁廷を再結成できない場合には、裁判所 (控訴院) に請求することになる。わが国では裁判所の判決について再審制度があるが (日本民事訴訟法338条)、仲裁について再審の規定はなく、アンシトラル模範法にもない。この仲裁判断の再審についても、上記の控訴や取消申立てとの関係が問題となるが、再審はすでに既判力を得た仲裁判断にたいする手続である点で、仲裁の取消申立てと異なり、また例外的にとられる手段である²⁹⁾。仲裁手続自体の瑕疵については取消し³⁰⁾、仲裁判断の要素に虚偽があったような場合は再審とされている。

一方、フランス法上も国際仲裁については、仲裁判断にたいする控訴は認められていない。フランスを仲裁地としてなされた仲裁判断にたいして取消申立

24) E. Gaillard・前掲注5)、p. 181。

25) E. Loquin, Perspectives pour une réforme des voies de recours, *Rev. arb.*, 1992, p. 324.

26) 改正前は、仲裁判断の控訴は、当事者が積極的に排除していなければ認められるとしていたが (改正前1482条)、2011年改正では当事者が積極的に控訴権を留保しなければ認められないとし、原則と例外を転換した。一方、仲裁判断の取消申立ての場合の取消し後の再審理は、改正の前後を問わず、可能である。

27) 従来は控訴院に再審の訴えを行ったが、改正ではこれを仲裁廷の権限に変更した。ただし仲裁廷をあらためて形成できないときは、控訴院に提起する (仏1502条3項)。

28) フランス民事訴訟法典595条は、いずれも判決後に、判決の詐取が判明した場合、判断に決定的な重要性のある証拠が見つかった場合、証拠が偽造と判明した場合、証人による陳述が虚偽と判明した場合を再審事由としている。

29) D. Vidal・前掲注20)、p. 155 ; Th. Clay, Le fabuleux régime du recours en révision contre les sentences arbitrales, in *Justices et droit du procès, Mélange en l'honneur des Serge Guinchard*, Dalloz, 2010, p. 653.

てができるだけで（仏仲1518条）、この場合も裁判所は取消し後に再審理することはない（仏仲1493条は国際仲裁に準用されない）。また、外国が仲裁地である国際仲裁の仲裁判断についてフランスで取消申立てはできない。仲裁判断にたいする救済がこれだけ異なれば、二元主義にならざるをえない。

（3）仲裁廷の審理期限

フランス仲裁法は、国内仲裁について「仲裁契約で期限を定めない場合、仲裁廷の職務の期限は、申立てから6か月に制限される」（仏仲1463条1項）と規定している。期限内に仲裁判断が出されず、期限満了後に仲裁判断が出された場合には、仲裁判断の取消事由の一つとなる（仏仲1492条）。ただし6か月という期間が短すぎる場合もあるので、延長は可能である（仏仲1463条2項）³¹⁾。アンシトラル模範法に仲裁期限の規定はなく、わが国仲裁法にも規定はない³²⁾。フランスでも国際仲裁については仲裁期限を法定していないので³³⁾、ここでも二元主義をとらざるをえない。

仲裁判断に期限を設けることはフランス近世からの伝統である³⁴⁾。1806年民

30) 仲裁判断取消事由（仏1492条）は、仲裁廷による権限の有無の誤認、仲裁廷の構成の不適正、仲裁廷の職務に合致しない判断、対審原則の非遵守、仲裁判断の公序違反、仲裁判断の不備（理由、日付、仲裁人名または仲裁人の署名がない、多数決違背）。日本法は、仲裁と裁判を別個の制度としているから、仲裁法44条1項の取消事由と民事訴訟法338条1項の再審事由のあいだに関連はない。

31) ジャロソン教授は、仲裁法の定める期限（6か月）では短すぎるとしていた（Ch. Jarosson, *Le rôle respectif de l'institution, de l'arbitre et des parties dans l'instance arbitrale*, *Rev. arb.*, 1990, p. 391）。

32) わが国では公表された国内仲裁事件が少なく、仲裁判断までの平均的な期間はわからない。公表された事件でも仲裁判断までの期間が書かれることがない。わずかに東京地判平成8年7月17日は、建設工事紛争審査会による仲裁判断の取消訴訟で、仲裁手続が開始から判断までに1年半余を要したと記していた。

33) フランス法上、裁判について判決期限は法定されていない。欧州人権条約6条は「公正な裁判を受ける権利」を定め、そこで「合理的な期間内に」と規定しており、これによると考えられる。コンセイユ・デタ2002年6月28日判決はこの期間について、総合的、具体的に考慮するとしている。

事訴訟法典は3か月とした(1806年法1007条)。1980年・1981年の改正で6か月
に延長し(改正前1456条)、2011年改正もこれを踏襲した。フランスの仲裁機関
も仲裁規則に期限を定めている例がある³⁵⁾。仲裁のメリットは専門性や秘密
性とならんで迅速性にあるから、期限の法定も有意義であろう³⁶⁾。

フランスの仲裁の事例では、仲裁期限が遵守されたかどうか問題となり、国
内仲裁か国際仲裁か争われることがある。問題の仲裁が国内仲裁であれば、仲裁
期限経過後の仲裁判断は取消しの申立ての対象になるが、国際仲裁であれば、仲
裁期限の定めはないから、取消申立てをする理由がないことになるからである。

(4) 二審制仲裁

1806年の民事訴訟法典仲裁編にはなかった規定であるが、今回の改正前
には、フランス仲裁法は「仲裁廷を組織する法人は、仲裁廷が仲裁判断案を出
し、当事者がこの案に異議を述べた場合、第二審仲裁廷に移送すると定めるこ
とができ」、「第二審の仲裁人は仲裁機関が指名する」と規定していた(改正前
1455条)。二審制の仲裁を定めていたのである。フランスには業界団体や地域
をベースにした仲裁機関が相当数存在するが³⁷⁾、そのなかに仲裁規則で二審

34) イレール(拙訳)「16世紀から18世紀のフランスの仲裁」広島法学30巻4号(2007年)146頁。

35) フランス仲裁協会(Association française d'arbitrage)規則15条、パリ国際仲裁会議所
(Chambre arbitrale internationale de Paris)規則22条、パリ調停仲裁センター(Centre de
médiation et d'arbitrage de Paris)規則24.1条、パリ海事仲裁会議所(Chambre arbitrale
maritime de Paris)規則16条、弁理士会(Association des Conseils en Propriété Industrielle)
仲裁規則16条(いずれも2013年5月末現在)。

36) フランス仲裁法には仲裁人の死亡により手続は停止される(*suspendue*)とある(仏仲
1473条)。フランス法上、停止は「中断」(*interruption*)と同様に手続の一時的な停止であ
り、また停止と中断は仲裁廷の権限を失わせないと明記している(仏仲1474条)ので、そ
れまでの手続は無効にならないと思われる。わが国仲裁法は、仲裁人が死亡すると任務は
終了し、あらためて仲裁人を選任するが(日21条1項1号、22条)、それまでの手続の効
力について規定していない。

37) 1990年のフシヤール教授の論文は、仲裁機関として36機関を列挙している(Ph.
Fouchard, *Typologie des institutions d'arbitrage*, *Rev. arb.*, 1990, p. 287)。オベティ教授の
1998年の著書は31機関を挙げている(B. Oppetit, *Théorie de l'arbitrage*, PUF, 1998, p. 107)。

制の通常手続と一審制の迅速手続のオプションを当事者に提供している例がある³⁸⁾。通常手続を選択した場合、第一審仲裁廷が審理して「仲裁判断書」(*projet de sentence*)を作成するとこれを当事者に提示し、提示されてから15日以内に当事者が異議を述べなければ、そのまま最終的な仲裁判断となるが、異議を述べると、別の仲裁人で構成される第二審仲裁廷に移送される。わが国では一般に仲裁は特段の合意がないかぎり審級性がないと理解されているから³⁹⁾、二審制仲裁には違和感があろう。

すでに1992年にフシヤール教授は、二審制仲裁が将来的になくなることを予想していたところであり⁴⁰⁾、現在も二審制仲裁にたいしては「時代遅れ」という批判がある⁴¹⁾。2011年改正では、国内仲裁の仲裁人を自然人にかぎるとすることは従来の規定を維持したが、仲裁機関に仲裁を依頼する場合には、この機関は仲裁を組織する権限を有するとするだけで（仏仲1450条）、改正前1455条の二審制に関する記述はない。この点から二審制仲裁が消滅するようにも思えるが、かならずしもそうは言えない。今回の改正後に開かれたパリ国際仲裁会議所の総会では、二審制を維持する旨の発言があった⁴²⁾。時代遅れと批判されようと、二審制にもたしかに効用がある。仲裁人がつねに当事者にとって合理的な判断をするとはかぎらず、不合理な仲裁判断を最終とされては当事者双方が納得しがたい場合もあり、迅速性には反するが、二審制による慎重な仲裁判断が、結局は当事者双方を満足させることもあるからである。二審制仲裁が

38) パリ国際仲裁会議所規則第2部、パリ海事仲裁会議所規則17条、弁理士会規則10条が二審制を規定する（いずれも2013年5月末現在）。裁判例では、破毀院1997年12月16日民事第一部判決のカカオ取引協会仲裁裁判所、ルーアン控訴院1998年10月28日判決のルアール珈琲胡椒仲裁協会が二審制であった。

39) 小島武司『ADR・仲裁法教室』（有斐閣、2001）79頁。

40) Ph. Fouchard, *Vers une réforme du droit français de l'arbitrage ? Quelques questions et suggestions*, *Rev. arb.*, 1992, p. 201.

41) Th. Clay, *Avant-propos, Le nouveau droit français de l'arbitrage*, Lextenso, 2011, p. 12.

42) 2011年9月26日付けの *Annonce de la Seine* 誌を参照。

43) 筆者がフランスの法学研究者2人に二審制の存続可能性につき質問したところ、いずれも改正後も二審制は否定されていないとの回答を得た。

存続することも考えられる⁴³⁾。

一方、国際仲裁については「直接または仲裁規則、手続規則を指定することで仲裁人の選任方法を定めることができる」（仏仲1508条）と規定し、改正前も同様であった（改正前1493条）。たとえばパリ国際仲裁会議所規則は、二審制の国際仲裁手続規則を定めているので、国際仲裁でも二審制になる可能性がある。

(5) 消費者契約・労働契約と仲裁

わが国仲裁法は、消費者と事業者のあいだの将来の紛争に関する仲裁合意（日附則3条）と将来において生ずる個別労働関係紛争に関する仲裁合意（日附則4条）に関して規定している。前者については、消費者からの仲裁合意の解除権を認める一方、消費者からの仲裁条項の援用を認め、後者についてはすべて無効としている。これはフランス仲裁法にいう「仲裁条項」に関する規定であり、すでに生じている紛争の解決を仲裁に付託することについては特段の規定はない。現実にはわが国でも、消費者・事業者間の紛争について、弁護士会や国民生活センター紛争解決委員会、消費者センターなどが仲裁を行っており⁴⁴⁾、消費者・事業者間でも既存の紛争に関する仲裁付託の合意（フランス法にいう「仲裁合意」）は有効のようである。個別労働関係紛争についても、既存の紛争の仲裁合意は禁じられていないが⁴⁵⁾、現実には仲裁ではなく、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律による紛争調整委員会によるあっせんや労働審

44) わが国の現行の仲裁法制定前の事件であるが、岡山地判平成14年11月12日の事件は、消費者と引越業者の紛争で消費者が弁護士会仲裁センターに仲裁を申し立て、審理が行われたが、「和解成立の見通しが無いということで、仲裁人が手続を打ち切り、終了」した。東京地判平成18年7月19日は、幼稚園児が在園中に事故にあった事件で、民事訴訟の前に、親が幼稚園を相手に弁護士会に仲裁を申し立てた。名古屋地判平成23年5月20日は、いじめにあった子の親と学校の紛争で、弁護士会紛争解決センターにあっせん仲裁を申し立てた。

45) わが国の現行仲裁法の制定前の事件であるが、東京地判平成17年9月13日は、被用者が会社にたいして発明の報酬支払いを求めて名古屋弁護士会あっせん・仲裁センターに仲裁を申し立てた。

判法にもとづく調停、裁判所の審判が機能している。

フランスでは、消費者・事業者間での仲裁合意、すなわちすでに生じている紛争を仲裁で解決する合意は有効とされている。一方、消費者契約の仲裁条項（将来の紛争の仲裁付託）については、フランス消費者法典は、消費者にとって詐害的と推定される条項を無効としており（仏消費者法典L.132-1条）、仲裁条項も詐害的と推定される⁴⁶⁾。たとえば破毀院2010年2月25日民事第一部判決⁴⁷⁾の事件は、仲裁合意なのか仲裁条項なのかが問題となったが、本事件では「仲裁条項ではなく、別途仲裁合意をしたので、消費者法典にいう詐害条項にあたらない」として効力を認めている。

フランスでの個別労働関係民事紛争については仲裁ではなく、労働審判所（Conseil de prud'hommes）による審判で解決していると思われる（仏労働法典L.1411条）。ただし前記のとおりフランス民法典は「特別法に規定された場合」は、民事契約の仲裁条項は有効（仏民2061条）としており、その例として弁護士法がある⁴⁸⁾。たとえば破毀院2006年6月7日民事部第一部判決は、弁護士が雇用者の弁護士法人を相手に退職時の処遇について訴えを通常裁判所に提起したところ、被告弁護士法人が仲裁条項の抗弁を挙げた事件で、破毀院は雇用契約に規定された仲裁条項を有効とした。

次に、国際的な消費者契約や労働契約で、特別法がない場合、仲裁条項は有効か無効か、という点が問題になる。フランス法は、国内仲裁では仲裁条項の効力を制限しているが、国際仲裁の場合には仲裁条項を伝統的に有効としてき

46) 消費者法典規則R-132-2条10号（2009年3月18日デクレ第2009-302号2条）は、事業者が営業目的であることを証明しないかぎり、仲裁条項は詐害条項であるとする。労働事件のうち団体協約については、仲裁による紛争解決を定める（労働法典L.2524条）。

47) 破毀院2010年2月25日民事第一部判決を参照。事故で脳に障害を負った個人が、保険会社に就業不能となった開始時期について医師を仲裁人として判断を委ねた。破毀院は、仲裁合意として有効とした。

48) 1971年12月31日法律第71-1130号を参照。同法は弁護士と事務所の雇用契約をめぐる紛争を弁護士会の仲裁によるとしている（同7条5項）（2009年5月12日法律第2009-526号により改正）。

たから⁴⁹⁾、国際的な消費者契約や労働契約では、国際性が優先するか、消費者契約・労働契約という性格が優先するか、という問題である。仲裁法には規定がなく、判例では、消費者契約と労働契約で判断が異なる。

国際的な労働契約について、破毀院1999年2月16日社会部判決⁵⁰⁾、破毀院1999年5月4日社会部判決⁵¹⁾、破毀院2001年10月9日社会部判決⁵²⁾は、いずれも労働契約の仲裁条項は労働者に対抗できないとした。ただし、労働者から仲裁条項を援用することは可能であると解されている⁵³⁾。一方、国際的な消費者契約については、その仲裁条項の効力について裁判例が少なく、フランスの司法の姿勢ははっきりしない。破毀院1997年5月21日民事第一部判決⁵⁴⁾は国際仲裁であるとして消費者契約の仲裁条項を有効とし、破毀院1999年1月5日民事第一部判決⁵⁵⁾、破毀院2004年3月30日民事第一部判決⁵⁶⁾も同様の趣旨

49) 国際的な商取引契約のなかに設けられた仲裁条項については、破毀院1930年2月19日民事部判決（マルデレ事件判決）と同1931年1月27日民事部判決（ダンブリクール事件判決）で有効と認められている。

50) 破毀院1999年2月16日社会部判決。スウェーデン人がフランスの会社に採用された。雇用契約にはストックホルムの商工会議所の仲裁に付託する旨の仲裁条項があった。会社側の経済的理由から解雇された被用者が勤務地のフランスの労働審判所に損害賠償の支払いを求め、会社（その後、倒産）が仲裁の妨訴抗弁を出した。原判決（ボルドー控訴院1995年12月5日判決）は、労働審判所に管轄を認め、破毀院も支持した。

51) 破毀院1999年5月4日社会部判決。ベルギー人がスイスの会社に採用され、そのフランス子会社での勤務を命じられた。雇用契約には本社所在地のローザンヌでの仲裁に付託する旨の仲裁条項があった。会社側の経済的理由から被用者が解雇されたため、勤務地のフランスの労働審判所に損害賠償の支払いを求めた。原判決（ドュエ控訴院1997年2月28日判決）は、仲裁条項を有効として、労働審判所は無管轄としたが、破毀院は、労働契約の仲裁条項は被用者に対抗することはできないとして原判決を破毀差し戻した。

52) 破毀院2001年10月9日社会部判決。フランス在住の者がフランスの会社に「コンサルタント」として採用され、メキシコでの勤務を命じられた。雇用契約にはパリの国際商業会議所の仲裁裁判所での仲裁に付託する旨の仲裁条項があった。コンサルタント契約が解約されたため、被用者がフランスの労働審判所に地位確認の申立てをした。原判決（グルノーブル控訴院1999年3月15日判決）は、労働審判所に管轄権があるとし、破毀院は、労働契約の仲裁条項は被用者に対抗することはできないとして原判決を支持した。

53) D. Vidal・前掲注20)、p. 200。

であった。しかしこれらの事件は、1997年判決の当事者は高級車ジャガーを外国から購入、1999年判決の当事者は会社を買収、2004年判決の消費者は外国証券会社に資金の投資運用を委託、といずれも一般の消費者とかけ離れた存在であった⁵⁷⁾。

(6) 文書提出命令

これはフランス仲裁法では国内・国際に共通の規定であるが、わが国仲裁法と大きく異なるので、ここで取り上げることとする。

わが国の仲裁法は、仲裁事件の審理に書証などが必要な場合には、仲裁廷または当事者が裁判所にたいして証拠調べの実施を求める申立てをすることができるとしている（日35条）。わが国仲裁法については、仲裁廷の権限は、当事者の仲裁合意に由来するものであるから、一般に、民事訴訟を担当する裁判所

54) 破毀院1997年5月21日民事第一部判決（当日2件の判決がある）。個人がイギリスの高級車ディーラーから、フランスの仲介業者経由、ジャガーを購入する契約を結んだ。契約に紛争解決をイギリスでの仲裁に付託する旨の仲裁条項があった。第一審のパリ大審裁判所は、消費者契約の仲裁条項は無効としたが、原判決（パリ控訴院1994年12月7日）は、国際契約での仲裁条項の有効性を理由に第一審判決を取り消した。破毀院は、国際仲裁であるとして、個人の上告を棄却した。

55) 破毀院1999年1月5日民事第一部判決。個人がイタリアの会社とのあいだでフランスの保険会社の株式の買収契約を結んだが、代金を支払わないので、イタリアの会社が仲裁を申し立てた。個人（事業者）について倒産処理手続が開始され、管財人がイタリアの会社を相手に仲裁条項無効確認の訴えを提起した。原判決（ボルドー控訴院1996年10月23日判決）は、これを民事契約であり、仲裁条項を無効としたが、破毀院は国際仲裁では、商事性がなくても仲裁条項は有効であるとした。

56) 破毀院2004年3月30日民事第一部判決。個人がアメリカの証券会社の勧誘に応じて、資金運用を委託し、資金を送金したが、証券会社が運用に失敗した。個人が契約無効、資金返還を求めて訴えを提起したが、証券会社が契約の仲裁条項を抗弁として提出した。原判決（パリ控訴院2001年9月18日）は、国際契約であるとして仲裁条項を有効とし、破毀院もこれを支持した。

57) ヴィダル教授は、消費者保護のために、消費者契約の場合は国際的なものであっても仲裁に適さず、裁判所に専属管轄を認めるべきであるとし、破毀院の姿勢を批判している（D. Vidal・前掲注20）、p. 200）。

に認められるような強制的な権限が認められないが、仲裁を紛争解決制度として国家が承認する以上、事案解明の手段を十分に保障する必要があるので、裁判所が証拠調べを行うものであるとされている⁵⁸⁾。仲裁事件の当事者が事案の解明に必要な文書を有する場合には、裁判所に文書提出命令（民事訴訟法221条）を申し立てることになる。

フランス仲裁法では、当事者が有する文書について当事者にその提出を命じるのは、仲裁廷の権限である（仏仲1467条）。仮に、命じられた当事者が提出を怠るなら、仲裁廷は、アストラント（命じられた行為の遅滞1日ごとの金銭支払いを命じる間接強制の方法）を課することができる⁵⁹⁾。この点は、国内仲裁、国際仲裁共通であり、仲裁が当事者の合意にもとづくことを理由としている⁶⁰⁾。一方、仲裁は当事者の合意にもとづく私的な紛争解決であるから、仲裁に関与していない第三者にたいしては仲裁廷はなんら権限がないため、第三者が有する文書については裁判所（大審裁判所）に支援を申し立てる（仏仲1469条）。

(7) 国内と国際の区別の基準

上記のとおり、フランス仲裁法は、国内仲裁と国際仲裁で制度が大きく異なっている。ではどういう場合に国内仲裁となり、国際仲裁となるか。アンシトラル模範法は原則として当事者の営業所の所在地を「国際性」の判断基準としている（同1条3項）。スイスとシンガポールはフランスと同様に仲裁二元主

58) 近藤昌昭ほか『仲裁法コンメンタール』（商事法務、2003）186頁。

59) アストラントの金銭の徴収は、裁判所の権限とする意見もあるが、ロカン教授は、仲裁判断に「アストラント金額」を明記し、その徴収は仲裁判断の執行によるとする（E. Loquin, *La réforme du droit français interne et international de l'arbitrage*, *RTD Com.*, 2011, p. 255）。

60) 破毀院1996年10月23日民事第二部判決。仲裁判断に不服の当事者が、仲裁廷が相手方当事者に文書提出を命じなかったことは、仲裁判断取消事由にあたるとして、その取消しを申し立てた。破毀院は、仲裁廷の文書提出命令権限は対審原則によるもので、仲裁廷は一方の当事者から他方の当事者に提出を命ずるよう要求されても、それに従う義務はないとした。

義であるが、スイス法は国際的とは「当事者の少なくとも一つがスイス国外に所在すること」（スイス連邦国際私法176条）とし、シンガポール法はアンシトラ模範法の定義をそのまま採用している（シンガポール国際仲裁法5条2項）。

一方、この点でもフランス仲裁法はユニークである。国内・国際の区分に当事者の所在地は基準となっておらず、国際仲裁とは、紛争事案が「国際通商の利益を争点とする」（*met en cause des intérêts du commerce international*）場合を指すとしているからである（仏仲1504条）。現実には当事者の所在地を基準とすることが多いが、フランス国内に所在する会社間の紛争でも「国際」とされることがある。例をあげる。

まず、破毀院1994年4月6日民事第一部判決は、フランスの会社間の紛争の仲裁であるが、外国での建設工事にかかわる争いなので、国際仲裁にあたるとした原判決（パリ控訴院1992年4月24日判決）を支持した。次に、パリ控訴院1997年7月1日判決は「仲裁が国内仲裁か国際仲裁かということは、仲裁の対象となる取引の経済的な性格によるのであって、仲裁地、準拠法、当事者の所在地には関係がなく」、「国境を越えて物品、サービス、金銭が移動する経済取引に関する仲裁は国際仲裁である」とした。その後もパリ控訴院2006年3月9日判決⁶¹⁾の事件は、当事者がいずれもフランスの化粧品会社であるが、世界的な事業提携を目的とする契約であったため、国際仲裁であるとされた。さらにパリ控訴院2007年11月22日判決⁶²⁾の事件の当事者もいずれもフランス在住者であったが、外国会社買収という取引であったため、国際仲裁であるとされた。

61) パリ控訴院2006年3月9日判決。事件の当事者はいずれもフランスの化粧品会社であった。両社が新製品の「世界規模」（*visait le monde entier*）での販売協力覚書を交わしたが、紛争が生じ、一方の当事者が仲裁条項にもとづいてフランス仲裁協会に仲裁を申し立てた。仲裁判断が出たのは、申立てから2年余経過後であった。仲裁判断で賠償を命じられた当事者は、国内仲裁の仲裁期限は6か月であるとして、仲裁判断の取消しを申し立てた。控訴院は「国際的次元の販売協力（*la commercialisation des produits à une échelle internationale*）」であり、国際通商の利益にかかわるので、国際仲裁であり、この場合仲裁期限はないとして、仲裁判断の取消申立てを棄却した。

現在のように経済活動がグローバル化すると、当事者の所在地を基準にして国内と国際を分けることは時代遅れであるという意見⁶³⁾やフランス法の区分のほうが実効性が高いと評価する意見もある⁶⁴⁾。一方、フランス法では仲裁の国内性・国際性は、当事者の主張する事項ではなく、実態的な経済的利益にもとづいて、裁判所が認定するので、当事者に予見可能性がないという批判もある。フランス法の国内・国際の区分の基準は、国内仲裁の範囲を狭めるものであり、国際仲裁の範囲を拡大させることにより、国際仲裁センターとしてのパリの維持・発展を図ることができる⁶⁵⁾。

(8) 商事裁判所との関係

仲裁はとくに商事紛争で利用されることが多いが、フランス商法典は、商行為にかかわる民事紛争事件の管轄を商事裁判所 (*tribunal de commerce*)⁶⁶⁾に認めており、この商事裁判所の裁判官は職業裁判官ではなく、経営者などの商事実務に精通した企業経営者であり、仲裁の場合も業界の仲裁機関に仲裁を付託したり、専門知識を有する者を仲裁人に選任するから、商事の紛争の解決には商事裁判所と国内商事仲裁の2つの手段があることになる。この2つの解決手段

62) パリ控訴院2007年11月22日判決。いずれもフランス在住の個人間で金銭消費貸借を行った。借主はアメリカ・ニューメキシコ州の会社を買収するために借り入れた。ただし貸借契約書に資金使途の記載はなく、さらに契約には国内仲裁の場合の仲裁判断にたいする控訴権を認める旨の規定があった。借主不利の仲裁判断が出たため、仲裁判断にたいする控訴が提起されたが、国際仲裁であるとして、却下された。

63) D. Vidal・前掲注20)、p. 169。

64) J. Pellerin, *Monisme ou dualisme de l'arbitrage : le point de vue français*, *Gazette du Palais*, 2006, p. 3037 ; Ph. Fouchard, E. Gaillard, et B. Goldman, *Traité de l'arbitrage commercial international*, Litec, 1996, no. 107 et s.

65) E. Loquin, *La réforme du droit français interne et international de l'arbitrage*, *RTD Com.*, 2011, p. 255.

66) 商法典第7編第2部。商事裁判所の事物管轄は、商人の行為全般、会社に関する事項、商行為全般である。またこれらの事項については仲裁に付託することができる（現行商法典L.731-1条）。

はどのように使い分けられているのか。

フランスの仲裁件数について正式な統計はないので、国内での仲裁の利用頻度はわからない⁶⁷⁾。ただ、フシヤール教授はかつて、商事裁判所があるためにフランス国内仲裁は低調であると発言されていた⁶⁸⁾。また、仲裁の場合には仲裁人や仲裁機関に手数料を支払わなければならないが、裁判所での訴訟費用は原則として無料であること、国内仲裁には期間の制限があるので迅速な解決を図ることができるが、商事裁判所の手続も一般に早いので、迅速という点でかならずしも仲裁が優位にあるわけではないことも背景にあらう。

一方、国内仲裁へのインセンティブとしては、その秘密性と特定の分野での仲裁人の専門知識への期待があらう。たとえば、リヨン控訴院2005年9月29日判決⁶⁹⁾は、傷害保険の保険金算定のため医師を友誼的仲裁人に選定した事件である。また破毀院2006年3月14日民事第一部判決（注23）を参照）は仲裁人に株式譲渡価格の水準の決定を付託した事件であった。アジャン控訴院2007年12月4日判決⁷⁰⁾は事故による休職期間の算定、破毀院2010年2月25日判決（注47）を参照）も同種の事件であった。

67) 古い文献であるが、1981年から1990年の10年間にパリ控訴院が取り上げた仲裁事件の統計分析がある。この間の国内仲裁は122件、国際仲裁は88件であり、国内仲裁のうち機関仲裁が62件、アドホックが60件、国際仲裁では機関仲裁が68件、アドホックが20件、国内機関仲裁のうち36件はパリ国際仲裁会議所の事件、国際機関仲裁のうち39件は国際商業会議所、14件はパリ国際仲裁会議所とある（S. Crépin, *Le contrôle des sentences arbitrales par la Cour d'appel de Paris depuis les réformes de 1980 et 1981*, *Rev. arb.*, 1991, p. 521）。

68) 1985年のパリ商工会議所でのフシヤール教授の発言（<http://www.creda.cci-paris-idf.fr>）。

69) リヨン控訴院2005年9月29日判決。傷害保険契約者が傷害を負った事件で、保険契約に仲裁条項があったが、これとは別に、事件発生後、保険会社は保険契約者と傷害保険金算定のため、医師を友誼的仲裁人に選定することを仲裁合意した事件で、控訴院は仲裁合意を有効とした。

70) アジャン控訴院2007年12月4日判決。消費者と保険会社の傷害保険契約に関する事件で、消費者が保険会社に保険金の支払いを求めて通常裁判所に訴えを提起し、その一方、事故にともなう休職期間の計算について消費者と保険会社が一致できず、この点について医師を仲裁人として仲裁合意した事件。保険会社は保険金支払いにあたって、休職期間が短く、保険会社に保険金支払い義務がないと主張した。控訴院は仲裁合意を有効とした。

3 仲裁二元主義の起源

(1) 仲裁合意と仲裁条項を区別する理由

フランス法上、国内仲裁の仲裁条項は制限されてきたが、国際仲裁では一転して当事者自治に任せてきた。こうした国内仲裁にたいする制限には歴史的な経緯がある。

1804年民法典に仲裁に関する規定はなく、1806年民事訴訟法典仲裁編は、当事者間の仲裁合意は「仲裁人の作成する調書に記載し、もしくは公正証書または私署証書に作成すべし」(1806年法1005条)、仲裁合意には「係争物および仲裁人の姓名を表示すること」(1806年法1006条)と規定した。すでに生じている事件を仲裁に付託する仲裁合意は一定の要件を具備すれば有効であるが、将来生じるであろう紛争を仲裁に付託する仲裁条項について規定しなかったのである。しかし19世紀は産業革命の世紀である。商取引契約は増え、契約に仲裁条項を置くことが慣行化し、このために仲裁条項の効力が問題となった。破毀院1812年9月2日民事部判決⁷¹⁾は、事業者間の不動産賃貸借契約の仲裁条項を有効とし、その後も事業者間契約の仲裁条項について有効とする判決が続いた⁷²⁾。問題は、商取引以外の契約の仲裁条項の効力である。この点について、先例となったのが破毀院1843年7月10日民事部判決(プルニエ事件判決)⁷³⁾であり、消費者契約の仲裁条項を無効とした⁷⁴⁾。仲裁条項の効力を否定する判決には

71) 破毀院1809年9月2日民事部判決。事業者間で工場設備の賃貸借契約を結び、契約に仲裁条項があった。貸主が約束した修繕を怠り、借主が要求したが、依然として修繕が施されず、借主が仲裁を申し立てた。破毀院は、仲裁条項の効力を認めた。

72) リモージュ控訴院1832年11月24日判決、コルマール控訴院1835年8月24日判決を参照。一方、リヨン控訴院1840年3月25日判決は契約中の仲裁条項を仲裁合意の予約として効力を認めた。

73) 破毀院1843年7月10日民事部判決。個人が保険会社と契約し、保険金の支払いを求めて裁判所に訴えを提起したところ、保険会社が仲裁条項があるとして、抗弁を提出した。裁判所は「仲裁合意は紛争と仲裁人を特定しなければ無効である」とした。仲裁条項では紛争を特定できないので、無効になる。

74) これに先立ちリヨン控訴院1840年6月9日判決は、消費者の保険契約の仲裁条項を無効としていた。

事業者から不満の声があったが、すぐには変化はなかった。こうした状況に変化をもたらしたのも経済の論理であった。

第一次大戦が終わると、経済復興のつち音が高鳴り、国際的な貿易が発展する。前記のとおり1923年には国際的な仲裁条項に関するジュネーヴ議定書が締結され、1927年には外国仲裁判断の承認・執行条約が締結された。この機にフランスは商行為に関する仲裁条項を有効とする旨の規定を設けた⁷⁵⁾。商事契約の仲裁条項の効力については商法典に規定したが⁷⁶⁾、民事契約の仲裁条項について、民法典に規定を設けることはしなかった。

フランス民法典が仲裁について規定したのは1972年のことである⁷⁷⁾。民法典に「自由な管理処分権を有する権利について仲裁合意することができる」（仏民2059条）、「身分・能力および家事事件について仲裁合意することはできない」（仏民2060条）、「仲裁条項は、法律に特別の規定がないかぎり、無効である」（仏民2061条）という3条が設けられた。仲裁合意は認めるが、仲裁条項は認めないというものであった⁷⁸⁾。

そして1980年と1981年に、1806年以來の民事訴訟法典仲裁編を一新したが、実際は国際仲裁のそれまでの判例⁷⁹⁾を成文化したものであり⁸⁰⁾、国内仲裁については引き続き国家の司法秩序に取り込んでいた⁸¹⁾。1980年・1981年改正では、民法典は改正されず、2001年に民法典2061条が一部改正されただけである⁸²⁾。

75) 1925年12月31日仲裁条項に関する法律は、商法典631条に「商事裁判所は判決を行う、ただし当事者は契約に於て、以下に述べる紛争を、それが生じた際に、仲裁人に付託することができる」との規定を付け加えた（現行商法典L.731-1条）。

76) 1925年から1930年にかけて、多くの地方で商工会議所が仲裁会議所（chambre arbitrale）を設けたが、現実には、若干の例外を除いては機能していなかったようである。

77) 1972年7月5日法律第72-626号による民法典改正。破毀院1972年7月4日民事第一部判決（ヘシュト事件判決）は、オランダの会社とその商品の独占販売契約を結んだフランス在住個人事業主が契約の無効確認をフランスの商事裁判所に訴えた事件で、破毀院は国際事件であるため、仲裁条項を有効とした。

78) 1975年7月9日法律第75-596号による民法典の改正で「ただし、商工業の性質を有する公法人は、政令により仲裁合意することができる」と加えた（仏民2060条2項）。最近の権限裁判所2010年5月17日判決（INSERM事件判決）は、この点が問題となった。

今回も民事訴訟法仲裁編を改正⁸³⁾ しただけで、民法典を改正していない。

(2) 国内仲裁と国家権力による冷遇・厚遇

フランス仲裁法が国内仲裁に監督的姿勢をとるのはなぜか、これが次の問題である。

紛争の当事者にとって、仲裁も裁判も紛争解決手段の選択肢の1つにすぎない。一方、国家権力にとって法律という形式で国民の権利を一般的に定め、判決という形式で国民の権利を個別に定めるのはその役目であり、特権である。とくに19世紀に確立した国民国家は紛争解決という主権機能を私的紛争解決である仲裁に奪われることを懸念し、このために、仲裁を管理しようとしてきた。

ジャロミオン教授の論文⁸⁴⁾ を参考にフランスの国家権力と仲裁の関係を見

79) フシャル教授は「フランスでは国際私法は判例法の世界である」としている (Ph. Fouchard, Introduction : Specificité de l'arbitrage international, *Rev. arb.*, 1981, p. 451)。

80) 1980年に公表された司法大臣の首相宛て報告書では「国際仲裁に関する新規定は、手続にのみ関係し、国際仲裁の法制度に関しては破毀院が打ち立てた判例原則を覆すものではない」と述べている。

81) 1985年の講演で、フシャル教授は国内仲裁にたいする制限的姿勢を妥当であるとした (パリ商工会議所での発言、<http://www.creda.cci-paris-idf.fr>)。P. Bellet et E. Mezger, L'arbitrage international dans le nouveau code de procédure civile, *Revue critique de DIP*, 1981, p. 21 et s.

82) 新経済規制に関する2001年5月15日法律第2001-420号は民法典2061条を「特別法に規定された場合を除き、仲裁条項は、営業目的で締結された契約では有効である」と改正した。

83) 仲裁法改正に関する2011年1月13日デクレについての総理大臣宛て報告書 (Rapport au Premier ministre relatif au décret n° 2011-48 du 13 janvier 2011 portant réforme de l'arbitrage) は、改正目的を、第一に前回改正以降の判例の法規定への反映、第二に実効性の改善、第三に実効性のある外国仲裁手続規定の導入としている。

84) C. Jallamion, Arbitrage et pouvoir politique en France du XVII^e au XIX^e siècle, *Rev. arb.*, 2005, p. 3 を参照した。なお、C. Jallamion, Arbitrage forcé et justice d'État pendant la Révolution française d'après l'exemple de Montpellier, *Annales historiques de la Révolution française*, oct-déc 2007, p. 69 ; S. Dauchy, Le recours contre les décisions arbitrales en perspective historique : aux origines de articles 1481-1491 NCPC, *Rev. arb.*, 1999, p. 763 およびイレール (拙訳)・前掲注34) も参照した。

ることにする。

フランスの法令で仲裁についての最古の記載は、1363年のジャン2世王令（*Ordonnance*）であり、この王令は仲裁判断にたいする控訴制度を設けた。現在のフランス仲裁法1489条の起源である。権力の発展過程にあった王権は仲裁を司法秩序に取り込み、紛争解決機能の独占集中をもくろんだ。ただしこれは中間省略上訴（*ommissio medio*）を禁ずるもので、控訴は上級裁判所である高等法院（*Parlements*）ではなく、下級裁判所に提起することとされ、仲裁廷は下級裁判所以下の地位に置かれた。この控訴の制度は、1510年6月のルイ12世の王令でも確認された（34条）⁸⁵⁾。一方、17世紀中期のフロンドの乱によって王権の絶対主義が成立するまで、王権は国内貴族勢力および王権に抵抗する高等法院との確執に悩まされる。そこで高等法院に対抗するために、王権は仲裁を厚遇することになる。1560年8月フランソワ2世の王示（*Édit*）⁸⁶⁾は、仲裁判断に判決と同様の既判力を認め、かつ直接に高等法院への仲裁判断にたいする控訴を認め、仲裁廷の地位を従来よりも一段階高め、それとともに、この控訴には違約金（*peine*）の支払いを要するとして、控訴への障害とし、高等法院の権限を弱めようとした⁸⁷⁾。さらに同年の王示で、商人間の争い⁸⁸⁾、相続・家族事件⁸⁹⁾に仲裁を強制した⁹⁰⁾。1629年のルイ13世の王令も1560年王示を確認している（152条）⁹¹⁾。1673年のルイ14世商事王令会社編は一定の事件に仲裁を強制

85) 1510年王令34条は「仲裁人、和解仲裁人または友誼的仲裁人が仲裁判断をした場合、負担を負わされた当事者は、普通裁判官に救済を申し立て、または控訴することができ」と規定した。仲裁判断で権利を侵害されたと主張する当事者は、通常裁判所に控訴し、さらに高等法院への上訴も認められた。

86) *Édit* は国王が特定の事項について発し、*Ordonnance* は国王が広範な事項について発する。

87) しかし高等法院は、王令にかかわらず、仲裁判断にたいする控訴を歓迎する姿勢を示した。

88) 1560年王示は「今後、いかなる商人も商事について裁判官あるいはその他の者に、裁判を申し立てることはできず、必要があれば、商人またはその他の資格の者から、3人の者またはそれ以上の奇数の者を選び、合意し、かれらにその争いを持ち込まなければならない。かれらによって判断され、仲裁されたことは、和解あるいは国王の判決となる」と規定した。

し（9条）⁹²⁾、1681年海事王令は海上保険の仲裁条項を有効とした。

1789年からの革命期には、既存権力の牙城であった高等法院を回避し、仲裁を重視する傾向が強まり、一定の事件には仲裁が強制された。1790年8月16日-24日の裁判組織に関する法律1条は「仲裁は市民の間の紛争の解決に最も合理的な方法であるから、立法者は仲裁合意の効力を減ずる規定を設けてはならない」、2条は「権利行使の自由と行動の自由を有する者はすべて例外なく、すべての事項、すべての場合にその利益について判断すべき仲裁人を選任することができる」と規定した。同法の立法担当者トゥレは「裁判所による解決は、それしかないと思っている者のためだけの極端な解決方法」と述べ、国家の裁判にたいする敵意をあらわにした。1791年9月3日憲法は「紛争を仲裁の手段によって終了させるという市民の権利は、公権力の行為によってそこなわれない」（第3編第5章5条）、1793年6月24日憲法は「市民が選択した仲裁人によって紛争を判断させる権利をそこなってはならない」（86条）、「仲裁人の判断は、市民が不服をいう権利を留保しないかぎり、最終的である」（87条）と規定し

89) 1560年王示は「共有と分割については、適式に相続財産を分割し、相続分を与えるため仲裁人を選ぶ必要があるが、これは法というより事実の問題であり、近親のあいだに平和と友愛を維持するためであり、父または母、子、兄弟、姉妹、叔父・伯父と兄弟姉妹の子の相続と共有財産の分割、後見勘定と他の事務管理、これらの者のあいだの持参金・寡婦財産の回復は、年長の親族が親族、友人または隣人のなかから、善良かつ著名な者を3人まで選んで指名しなければならず、その意見により、分割、当該勘定の引渡し、持参金または寡婦財産の回復が行われるものとする」と規定した。

90) しかし商事に関しては適当な仲裁人がいないことと高等法院の反対にあい、強制仲裁は空文に終わり、これがパリ商事裁判所の創設につながったとされている。パリに商事裁判所が設けられるのは1563年である。通常裁判所での商事紛争の審理があまりに緩慢で、国王が激怒し、王示をもって商事裁判所を設けた。

91) パリ高等法院のラモワニオンは、仲裁人に裁判所の裁判官と同等の権限を与えたことを嘆いた。

92) 1673年王令第4編9条は「会社はすべて会社社員間の争いを仲裁に付託する旨の条項を設け」ることを命じ、同13条は「商取引、商品、資金取引に関し、会社社員間の仲裁判断は、商事裁判所があれば、それによって、なければ国王または領主裁判所の認可を要す」と規定した。

た。革命という権力移行期に仲裁は優遇され、裁判所の監督に服さなかったが、1794年7月のテルミドールのクーデターののち、仲裁への風向きが変わる。1796年2月28日（共和暦4年風月9日）法は、仲裁を強制された事件の事物管轄を裁判所に戻した⁹³⁾。ただし任意の仲裁にたいしては、1795年8月22日憲法で「当事者が選択した仲裁人による紛争に関して判断させる権利はいささかもそこなわれない」（210条）、「仲裁人の判断には、当事者が明示的に維持しないかぎり、控訴、上告することはできない」（211条）として従来の姿勢を維持した。1800年3月18日（共和暦8年風月17日）の裁判組織に関する法律は任意仲裁を認め、控訴に服しないと規定した（3条）。

しかし1804年にナポレオンによる第一帝政が成立し、国家権力が確立すると、仲裁にたいする姿勢が一転して管理の対象となる。国家主権に服さない仲裁はたとえ任意であっても敵視され、国家の司法秩序に抑え込まれるのである⁹⁴⁾。法制審議院のマラルメ委員は「アンシャン・レジームの法令や裁判所は仲裁を冷遇したが、1790年の裁判組織に関する法律の仲裁厚遇は法外である。仲裁制度への信頼のゆえであるが、過度になってはならない」と述べている。仲裁にたいする制限的姿勢は1806年民事訴訟法典仲裁編に表れており、現在まで続いている。

現在のフランス国内仲裁における仲裁判断にたいする控訴、民事契約の仲裁条項にたいする制限には、上記の仲裁と国家権力の微妙な関係が反映されている。

4 仲裁二元主義への賛否

現在、世界的には仲裁一元主義が多数派を占めており、二元主義は少数派に

93) 当時、革命は市民の総意であり、その結果として国家が形成されたのであり、仲裁合意は国家権力をそこなうことになるという考えがあった。そこで1798年5月17日、500人会議（Conseil des cinq-cents）は仲裁禁止を決議した。しかし、1799年5月9日、元老会議（Conseil des anciens）は仲裁禁止を解いた。仲裁には、自由な市民の権利とする考え方と国家主権のもとに服すべきであるという考え方があったのである。

すぎない。しかしギリシャを除けば、二元主義をとる国はいずれも国際仲裁のセンターとして認知されており、またその吸引力を高めようとしている国である。フランス以外の二元主義をとる国がスイスであり⁹⁵⁾、スイス民事訴訟法典仲裁編は、国内仲裁について手続、方式など詳細な規定を設けている⁹⁶⁾。一方、国際仲裁については同国連邦国際私法第12章に規定され、仲裁判断の取消申立てを規定する程度で、国家裁判所の関与は仲裁人の忌避、証拠調べなどきわめて限定的であり、フランスと同様に国際仲裁には自由放任の姿勢が強い。ただし国際仲裁を原則として仲裁契約時の当事者の所在地を基準としているため、国際仲裁とする余地が拡大しないという問題が指摘されている⁹⁷⁾。また同じく二元主義をとるシンガポールでは、国内仲裁手続の規定は詳細であるが⁹⁸⁾、国際仲裁にはフランス、スイスと同様に自由放任度が高い。このように国際仲裁センターを自認する国では国際仲裁を可能なかぎりレッセ・フェールとして、事案の誘致に努めているのである。そのなかでフランスは自

94) 1806年民事訴訟法典の仲裁規定の制定の経緯についてはすでに小山博士の論文がある（小山昇「フランス1806年仲裁法の制定の経緯」北法30巻4号（1980年）125頁、『著作集第6巻』（信山社、1991）396頁に再録）。

95) スイスでは、国際仲裁に1987年12月18日連邦国際私法第12章を適用する。一方、従来、民事手続はカントンの権限であったため、国内仲裁には1969年カントン間仲裁協定（Concordat intercantonal sur l'arbitrage）が適用されたが、1999年に民事手続が連邦の権限に移され、2011年1月1日から連邦民事訴訟法の仲裁規定が適用されている。シンガポールは国際仲裁に1994年国際仲裁法（2012年改正）、国内仲裁に2001年仲裁法（2002年改正）を適用する。

96) スイスの国内仲裁では、フランス国内仲裁のような仲裁条項の効力制限はない。また、仲裁判断の取消申立てと再審の手続はあるが、仲裁判断にたいする控訴はない。ただし仲裁判断の取消しの訴えを連邦または州裁判所に提起し、取消しが妥当と判断された場合、裁判所は仲裁廷にその更正を命じるとしている（スイス民事訴訟法典395条）。

97) F. Perret, Arbitrage interne/arbitrage international ou arbitrage tout court : dualisme ou monisme ?, *Gazette du Palais*, 2006, p. 3042.

98) シンガポールの国内仲裁では、フランス国内仲裁のような仲裁条項の効力制限はない。また、国内仲裁では仲裁判断の取消申立てとは別に、仲裁判断にたいする控訴を認めている（シンガポール仲裁法49条）。以前のイギリス仲裁法の特定事件に類似した制度である。

国の優位性を確保するために、国際仲裁についてはアンシトラル模範法のスタンダードな規定よりもっと自由な手続を提供している。同国にとって国際仲裁事案の吸収は、prestigeと経済的な利益の問題である。フシヤール教授はすでに1981年に「ヨーロッパ各国のあいだで国際仲裁事件の招致競争が起きている」と指摘していた。1980年と1981年の改正はこうした事情の反映であろう⁹⁹⁾。さらに同教授は2001年にも「最近の国際仲裁をめぐる国際競争において、フランス法は懸念すべき状況にある」と警鐘を鳴らした¹⁰⁰⁾。外国法律家にもわかりやすい国際仲裁規定が必要であった¹⁰¹⁾。

具体的な問題の1つが国際商業会議所の本拠の移転問題であった。1923年、パリに国際商業会議所国際仲裁裁判所（*ICC International Court of Arbitration*）が設けられた。この国際仲裁裁判所は国際商事仲裁の中核的な機関であるが、従来、国際商業会議所が入居していた建物が狭隘かつ設備が不十分であることが明瞭になり、2010年に外国を含めて移転が検討された。とくにジュネーブの旧WIPOのビルが候補となった。会議所が移転すれば、国際仲裁裁判所も移転してしまうため、フランス政府は会議所に働きかけることになった。結局、この働きかけが奏功し、2011年1月にパリ市内の他の物件に移転するとどまった¹⁰²⁾。そしてフランスは、仲裁法を全面的に改正し、国際仲裁については当事者自治を徹底したのである¹⁰³⁾。国際仲裁センターとしてのフランス、とくにパリの

99) 1980年・1981年改正では、国際仲裁の簡素化、コンペテンツ・コンペテンツ原則などを明文化した。フランスの立法者は、これらのフランス法の仲裁原則がアンシトラル模範法に取り入れられたとしている（E. Gaillard・前掲注5）、p. 175）。なお仲裁条項の独立性は判例で認められていたが、2011年改正で明文化された。

100) Ph. Fouchard・前掲注79）、p. 454；Ph. Fouchard, La laborieuse réforme de la clause compromissoire par la loi du 15 mai 2001, *Rev. arb.*, 2001, p. 402.

101) P. Mayer, Faut-il distinguer arbitrage interne et arbitrage international ?, *Rev. arb.*, 2005, no. 2, p. 361.

102) 2011年1月28日の *Gazette du Palais*（インターネット版）を見ると、引き留め策として、市内中心部の旧銀行ビルを提供し、商業会議所職員で非居住者の者にたいしては所得税免除などを行っている。

魅力を高めることは喫緊の課題だった¹⁰⁴⁾。

国際仲裁については他の仲裁センターとの競争があり、他に先がけて自由化を進める一方、国内仲裁には歴史の痕跡が積み重なっているから、二元主義にならざるをえない。現在イギリスは仲裁の一元主義に転じているが、かつては現在のフランスと同様に二元主義をとっていた。仲裁二元主義は、仏英両国のような国民国家が比較的早く形成された国に見られた制度である。アンシトラル模範法の2006年改正の解説は「時代遅れの国内法を定める国では、仲裁手続を裁判手続と同視する」としているが¹⁰⁵⁾、時代遅れであることは伝統が長いことを意味する。仲裁の伝統が長いほど二元主義に傾くという意見もある¹⁰⁶⁾。また、今回の改正後のフランス国際仲裁規定は、2006年に改正されたアンシトラル模範法よりも当事者の自由の余地が広い。

ただし、フランスでも仲裁二元主義にたいする反対意見がないわけではない。

一元主義の論者は、国際仲裁の先進性を国内仲裁にも生かすべきであるとするが¹⁰⁷⁾、二元主義はフシャル教授¹⁰⁸⁾を代表として支配的である。2001年

103) 2011年3月に経済産業省と司法省の連名で「パリの法的競争力の強化策」(Certains facteurs de renforcement de la compétitivité juridique) (プラダ報告)が公表されている。このレポートは、国際仲裁センターとしてのパリの地位確立、会社における法務部門の強化、企業法務における国際競争対応の3点を検討している。

104) E. Gaillard, Du bon usage du droit comparé dans l'arbitrage international, *Rev. arb.*, 2005, p. 375.

105) UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration 1985 With amendments as adopted in 2006, p. 24.

106) J.C.F. Rozas, Arbitrage interne et international : la réglementation soi-disant unitaire en Espagne, *Arbitrage interne et international*, 2010, p. 196.

107) J. Pellerin・前掲注64)、p. 3037。

108) 同教授は国内仲裁には厳格に枠を設けるべきであるが、国際仲裁に国内法を適用することは妥当でないとし、国内仲裁と国際仲裁の区別は必然であるとした。Ph. Fouchard・前掲注79)、p. 449；Ph. Fouchard, Suggestion pour accroître l'efficacité internationale des sentences arbitrales, *Rev. arb.*, 1998, p. 653；Ph. Fouchard, Arbitrage et modes alternatifs de règlement des litiges du commerce international in *Mélanges en l'honneur de Philippe Kahn*, Litec, 2000, p. 95. なお、フシャル教授は2011年改正を見ることなく、2004年1月3日エジプトで飛行機事故で遭難された。

以降、フランス仲裁委員会（Comité français de l'arbitrage）において仲裁法の改正が検討され¹⁰⁹⁾、2006年6月に同委員会の改正案が司法省に引き渡され、公表され、今回の改正につながった。

5 おわりに

筆者は法科大学院で国際民事訴訟法の授業を担当し、そのなかで仲裁法と外国仲裁判断の承認および執行に関する条約（ニューヨーク条約）を取り上げているが、受講生が法科大学院を修了し法曹になって、これらの知識が役立つか、正直に言えばこころもとない。わが国では国内仲裁は一部事件を除いてあまり利用されておらず、国際仲裁事件も少ないからである。国際仲裁事件をわが国に吸収することができるなら、わが国の弁護士の職域が拡大するのではないか。そこで考慮すべきは国際仲裁の潜在的な当事者が比較的規模の大きい会社であることである。大会社は経済合理性にもとづいて判断するから、詳細な仲裁法規定に拘束されることを望まないのではなかろうか。

冒頭に述べましたように、本稿執筆にあたって春日先生がドイツ仲裁法の改正時に発表されたご論文に啓発されました。先生から賜る日頃のご学恩に深く感謝し、先生が今後ともご健康で、ご発展されることを心からお祈り申し上げます。

109) 詳細は、L. Degos, L'histoire du nouveau décret, dix ans de gestation, *Le nouveau droit français de l'arbitrage*, Lextenso, 2011, p. 25 を参照。